

任継・特退で収入調査を行い  
高齢受給者証の医療費の自己負担割合を決定された方へ

2018年度 高齢受給者証 年次収入調査について

2017年分の収入について再調査を実施します

2016年分の収入調査により2割負担に軽減された方の有効期限は2018年8月31日のため、2017年分の収入について6月中旬頃再調査を実施し、2018年9月1日からの負担割合を判定します。なお、現在3割負担の方も2017年分の収入(※1)が基準収入額(※2)未満であれば申請することができます。

確定申告書

確定申告書  
(分離課税用)

これらの金額の合計額で判定します

- (※1) 確定申告書の収入金額等に記載されている収入金額  
※分離課税申告をされている方は確定申告書(分離課税用)の収入金額に記載されている収入金額を含みます。  
※確定申告されていない場合は所得証明書に記載されている収入金額。
- (※2) 70歳以上の被扶養者がいない世帯：383万円未満  
70歳以上の被扶養者がいる世帯：520万円未満

現在、マイナンバーを活用した本調査の実施を国へ要望しております。  
実施可能となるまでは、本調査へのご協力をお願いいたします。

よくあるご質問



- Q1 収入額は、税金を引かれる前の金額でしょうか？それとも税引き後の金額でしょうか？  
A 税金を引かれる前の金額(収入額)を記入してください。
- Q2 自営業の収入があります。経費がかなりかかっており、実際の所得は少ないのですが、それでも所得額ではなく収入額で判断されるのでしょうか？  
A はい。経費を差し引く前の収入額で判断するよう法令により定められています。
- Q3 株式を売却しました。どのように記入すればよいでしょうか？  
A 売却時の金額(譲渡価格)を記入してください(損益通算はおこないません)。
- Q4 分離課税をおこない譲渡収入が一定基準額を超えますが、所得はマイナスとなるので申請してもよいですか？  
A いいえ。損益通算はおこないません。
- Q5 どの時期の証明書が必要ですか？  
A 確定申告をされている方は、2017年分(今年2月頃申告されたもの)が必要となります。お間違えないようご注意願います。確定申告をされていない方は、お住まいの市区町村役場から2018年度(2017年分)の所得証明書(今年6月以降に交付可能)の入手が必要となります。
- Q6 被扶養者は年金収入のみで確定申告をしていません。年金振込通知や源泉徴収票を提出してもよいでしょうか？  
A いいえ。その他に収入がないということが確認できないため、お住まいの市区町村役場から2018年度(2017年分)の所得証明書(今年6月以降に交付可能)を入手してください。
- Q7 この調査は毎年おこなわれるのでしょうか？  
A 今回発行される保険証の有効期限は1年間(2018年9月1日から2019年8月31日まで)となりますので、来年も同様の調査をおこないます。また、被扶養者の年齢など状況が変わった場合は申請をいただき、随時審査いたします。

お問い合わせ 任継・特退コールセンター 0120-033-566(平日8:50~17:20)